

H I C 医療通訳ボランティア派遣事業の概要

県内で暮らしている外国人は、平成 30 年 6 月末現在、約 50,000 人（法務省統計）で、毎年増加傾向にあることから、公益財団法人 ひろしま国際センター（以下「H I C」という。）は、日本語に習熟していない外国人住民等の皆さんが、安心して医療・保健サービスを受けられるよう、医療機関及び保健機関へ医療通訳ボランティアを派遣する事業を行っています。

1 対応言語

英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語

2 通訳内容（ボランティアの活動範囲）

【医療機関】受付、診察、検査、会計、病室、薬局(概ね 100m 以内の院外薬局も対象)など
【保健機関】3 歳児健診時の問診・診察・保健指導、母子健康手帳の交付、予防接種の予診票交付や家庭訪問、結核の接触者健診の受診説明や経過観察の家庭訪問など

3 派遣するボランティア

H I C 医療通訳養成研修（約 20 時間）等を受講し、考査に合格した者で、考査合格後も H I C スキルアップ研修に参加するなど、正確な通訳を行うことができます。秘密は守ります。

4 通訳の派遣依頼者及び派遣先

H I C 医療通訳ボランティア派遣事業の趣旨等に賛同する医療機関・保健機関。
なお、外国人住民等の個人からの派遣依頼は受け付けません。

※通訳ボランティアの派遣を希望する医療機関は、事前に H I C に **利用申込書** を提出し、実際通訳が必要となった時に **派遣依頼書** を提出します。

5 依頼手続き

①患者や保健サービスを受ける者である外国人住民等の同意が必要です。
②派遣日の 5 日前（H I C の休日を除く）までに、派遣依頼書を H I C へ提出。緊急の場合でも、可能な範囲で対応します。

《H I C の受付時間》午前 9 時から午後 6 時まで（H I C の休日は除く。ただし、土曜日は午前 9 時 30 分から午後 6 時まで）

6 通訳派遣に係る費用

医療通訳ボランティアに対する協力金及び医療通訳ボランティアの交通費相当額

※実証運用期間中（平成 31 年 11 月 30 日まで）は、H I C が費用の全額を負担します。

7 賠償の責任

医療通訳ボランティアの通訳過誤等の医療通訳について、H I C は、派遣依頼者に対して賠償の責任を負わないものとし、派遣依頼者（公立等の公的保健機関は除く。）は、賠償責任保険に加入し、当該過誤等について担保できることを条件とします。また、医療通訳ボランティアの通訳過誤等の医療通訳について、H I C 及び派遣依頼者は医療通訳ボランティアに対して賠償請求しません。

8 実証運用期間の延長及び医療通訳ボランティアの派遣対象地域の拡大

医療通訳ボランティア派遣事業の実証運用期間として、平成 30 年 11 月 27 日から平成 31 年 3 月 31 日までは広島市内の医療機関並びに広島市内及び廿日市市内の保健機関に対して医療通訳ボランティアを派遣しているが、平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日までは広島市内及び廿日市市内の医療機関及び保健機関に対して医療通訳ボランティアを派遣する。

※正式運用は、平成 31 年 12 月 1 日から実施する予定です。